

# 当座勘定規定

(専用約束手形口用)

## 目 次

当座勘定規定(専用約束手形口用)……………	1
約束手形用法……………	6

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

## 当座勘定規定(専用約束手形口用)

### 第1条 (当座勘定への受入れ)

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 第2条 (証券類の受入れ)

- ① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

### 第3条 (本人振込み)

- ① 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。  
ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 第4条 (第三者振込み)

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- ② 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

### 第5条 (受入証券類の不渡り)

- ① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 第6条 (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

### 第7条 (手形の支払)

- ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。
- ② 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。

### 第8条 (手形用紙)

- ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- ② 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
- ③ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

### 第9条 (手数料)

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。

### 第10条 (支払の範囲)

- ① 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- ② 呈示された手形、小切手は呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。
- ③ 手形の金額の一部支払はしません。

### 第11条 (支払の選択)

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払い資金をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。

### 第12条 (印鑑等の届出)

- ① 当座勘定の届出に使用する印鑑(または署名鑑)は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前項と同様に届出てください。

### 第13条 (届出事項の変更)

- ① 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- ④ 当座勘定の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

#### 第14条 (成年後見人等の届出)

- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見がかいしされた場合も同様に届出てください。
- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- ④ 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- ⑤ 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第15条 (印鑑照合等)

- ① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

#### 第16条 (振出日、受取人記載もれの手形)

- ① 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第17条 (自己取引手形等の取扱い)

- ① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第18条 (利息)

当座預金には利息をつけません。

#### 第19条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

#### 第20条 (譲渡、質入の禁止)

- ① この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- ② 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行ないます。

#### 第21条 (取引の制限等)

- ① 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ② 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 第22条 (解約)

- ① この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 当金庫は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- ③ 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到着しなかったときは、通常到

着すべき時に到着したものとします。

- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到着のいかにかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- ⑤ 手形用紙の交付枚数のいかにかわらず、毎年3月と9月の当金庫所定の日においてこの当座勘定の受払が6ヶ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。

#### **第23条 (取引終了後の処理)**

- ① この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても当金庫はその支払義務を負いません。
- ② 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

#### **第24条 (手形交換所規定による取扱い)**

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### **第25条 (個人信用情報センターへの登録)**

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヶ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

#### **第26条 (準拠法、裁判管轄)**

この取引の契約準拠法は日本法とします。この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### **第27条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)**

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとします。
  - ② 複数の借入金当の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算についてはその期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### **第28条 (休眠預金等活用法に関する規定)**

- (1) 休眠預金等活用法に係る異動事由  
当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。
- (2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
  - ① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
    1. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
    2. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
    3. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金

庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、

4. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- ② 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - 1. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日
  - 2. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと／当該手続が終了した日
- (3) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り、)／当該入出金が行われた日
- (4) 休眠預金等代替金に関する取扱い
  - ① この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
  - ② 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
  - ③ 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
    - 1. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
  - ④ 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
    - 1. 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
    - 2. 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

#### 第29条 (規定の変更等)

- ① この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ② 前記①の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

## 約束手形用法

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入して下さい。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。  
 なお、文字による複記はしないでください。  
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
9. この他、この用法に定めのない事項については、「当座勘定規定」により取扱ってください。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>約束手形番号</td><td>A00000</td></tr> <tr><td>名宛人</td><td>△△△△株式会社</td></tr> <tr><td>金額</td><td>¥1,234,500.-</td></tr> <tr><td>支払期日</td><td>平成15年1月10日</td></tr> <tr><td>支払地</td><td>〇〇市</td></tr> <tr><td>支払場所</td><td>播州信用金庫〇〇支店</td></tr> <tr><td>振出日</td><td>平成14年10月2日 振出地 〇〇市</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	約束手形番号	A00000	名宛人	△△△△株式会社	金額	¥1,234,500.-	支払期日	平成15年1月10日	支払地	〇〇市	支払場所	播州信用金庫〇〇支店	振出日	平成14年10月2日 振出地 〇〇市	備考		<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">No. <b>約束手形</b> No. A00000</td> <td style="text-align: right;">〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>収 入</td> <td>△△△△株式会社殿</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">印 紙</td> <td>金額 <b>¥1,234,500※</b></td> </tr> <tr> <td>支払期日 平成15年1月10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支払地 〇〇市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支払場所 播州信用金庫〇〇支店</td> </tr> <tr> <td></td> <td><small>上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引換えにお支払いいたします。引換えに上記金額をお支払いください。</small></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成14年10月2日 拒絶証明不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>振出地 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所 〇〇〇株式会社 (印)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>振出人 代表取締役 何 某</td> </tr> </table>	No. <b>約束手形</b> No. A00000	〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	収 入	△△△△株式会社殿	印 紙	金額 <b>¥1,234,500※</b>	支払期日 平成15年1月10日		支払地 〇〇市		支払場所 播州信用金庫〇〇支店		<small>上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引換えにお支払いいたします。引換えに上記金額をお支払いください。</small>		平成14年10月2日 拒絶証明不要		振出地 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地		住 所 〇〇〇株式会社 (印)		振出人 代表取締役 何 某
約束手形番号	A00000																																					
名宛人	△△△△株式会社																																					
金額	¥1,234,500.-																																					
支払期日	平成15年1月10日																																					
支払地	〇〇市																																					
支払場所	播州信用金庫〇〇支店																																					
振出日	平成14年10月2日 振出地 〇〇市																																					
備考																																						
No. <b>約束手形</b> No. A00000	〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇																																					
収 入	△△△△株式会社殿																																					
印 紙	金額 <b>¥1,234,500※</b>																																					
	支払期日 平成15年1月10日																																					
	支払地 〇〇市																																					
	支払場所 播州信用金庫〇〇支店																																					
	<small>上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引換えにお支払いいたします。引換えに上記金額をお支払いください。</small>																																					
	平成14年10月2日 拒絶証明不要																																					
	振出地 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地																																					
	住 所 〇〇〇株式会社 (印)																																					
	振出人 代表取締役 何 某																																					

以上